災害用トイレの町内会等への貸付け要領

1 目的

川崎市が所有する災害用トイレ(以下「トイレ」という。)を川崎市内の町内会、 自治会及び自主防災組織等(以下「町内会等」という。)へ貸付けし、町内会等が定 期的にトイレの組立訓練をすることにより、災害時において迅速にトイレを組立て、 適切に使用できることを目的とする。

2 貸付け条件

(1)トイレの貸付け希望がある町内会等は、次の条件を満たしているものとする。 ア 市内に存在する組織であること。

イ 市内に備蓄場所を所有していること。

- (2)トイレの貸付け基数は、組織の構成人員100人につき1基とする。
- 3 申込方法

トイレの貸付けを希望する町内会等は、災害用トイレの貸付け申込書 (第1号様式) (以下「申込書」という。)により、川崎市長に申し込むものとする。

4 貸付けの決定

川崎市長は、提出された申込書の内容について貸付け条件に基づき審査の上、適合していると判断した場合は、貸付けを決定する。

5 覚書の締結

川崎市長は、貸付けを決定した場合、町内会等代表者との間で、貸付けに関する 覚書(別紙)を締結するものとする。

6 報告の義務

トイレの貸付けを受ける町内会等は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げるとおりその内容を川崎市長あてに報告する。

- (1)組立訓練を実施した場合 災害用トイレ組立訓練結果報告書(第2号様式)
- (2)貸付決定していた備蓄場所を変更する場合 災害用トイレ備蓄場所等変更届出 書(第3号様式)
- (3) 破損等が発生した場合 文書
- (4) 貸付け解除を希望する場合 文書
- 7 損害の負担

備蓄中に生じた破損等の損害については、市の負担とする。ただし、その損害の 発生が町内会等の責に帰すべき事由の場合は、町内会等の負担とする。

8 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項は市と町内会等で協議する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年1月1日から施行する。

2 「災害用仮設トイレの町内会等への貸付け・備蓄要領」(13川環収第723号、 平成13年11月15日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧要領の覚書は、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

(適用範囲)

4 旧要領において締結された覚書についても、報告の義務は適用するものとする。 附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年3月31日から施行する。

F									
災害用トイレの貸付け申込書									
						年	月	日	
(宛先)									
川崎	市長				名称				
					石 柳				
災害用トイレ	の貸付けに~	ついて、	次のとおり	申し込み	ます。				
名称									
構成人員			世帯		人				
代表者名									
代表者住所									
電話番号									
備蓄場所									
環境局記入欄									
貸付番号	貸付番号	第	号						
受 付 日		年	月	日					
現地調査		年	月	日					
決 定 日		年	月	日					
機種・基数								基	
担当者									
備考									

災害用トイレ組立訓練結果報告書							
		年	月	日			
(宛先) 川 崎	市 長 名称						
災害用トイレの	の組立訓練の結果について、次のとおり報告します。 						
日 時	年 月 日 曜日						
訓練場所							
参加人数							
使用機種							
使用基数							
所 感 等							
維持管理	・適正である						
状況報告	・適正でない(理由:)				
破損紛失確認報告	・問題なし ・問題あり(破損 ・ 紛失 ・ その他) (理由:)				

	災害用	トイレ	備蓄場所	等変更届出書	-		
					年	月	日
(宛先)							
川崎市	長						
				名利	T		
備蓄していた災害	用トイレに	ついて、	次のとおり	届出します。			
団 体 名							
代 表 者 名							
代表者住所							
電 話 番 号							
変更理由							
旧備蓄場所							
新備蓄場所							
環境局記入欄							
貸付番号	貸付番号	第	号				
受 付 日		年	月	日			
租 地 譝 本		午	H	П			

貝門留力	貝門留力	炉	ク		
受 付 日		年	月	日	
現 地 調 査		年	月	日	
決 定 日		年	月	日	
機種・基数					基
担当者					
備考					